

だく場合があります。

5 通知等

申請書類の審査の結果、本支援金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給に関する通知を送ります。一方、申請書類の審査の結果、本支援金を支給しない旨の決定をしたときにも、不支給に関してご連絡いたします。

IV その他

- 1 本支援金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、札幌市は、本支援金の支給決定を取り消します。既に支給済みの場合は、申請者には支援金を返還していただきます。
- 2 申請書類に記載された情報を公的機関（税務当局・警察署・保健所等）に提供する場合があります。
- 3 誓約書（様式2）に記載している全ての事項について、誓約していただきます。

申請書類について

1 申請書（様式1）

支給金額の算定にあたっては、**飲食部門の売上高（消費税及び地方消費税を除く）**を記載いただきます。

振込口座については、必ず申請者名義の口座をご指定ください。法人の場合は当該法人名義の口座に限ります。

2 誓約書（様式2）

本支援金の申請にあたって誓約いただく事項を必ずご確認ください。また、必ず自署してください。

3 売上高 及び 営業実態が確認できるもの

○【法人・個人共通】

1日当たりの売上高を算出した年（2019年又は2020年）の4月及び5月の売上台帳等の帳簿の写し（申請を行う**全ての施設分**）

※ 中小企業の店舗で、1日当たりの売上高が **8万3,333円** 一定額以下の場合は、売上高に関する書類の提出は不要です（詳細は申請書にてご確認ください）。この場合、当該施設の1日当たりの支援金額は、「売上高方式」の下限額（4/27～5/5：2.5万円、5/6～5/11：3万円）となります。この場合でも、営業実態の確認のため、直近の確定申告書の写しはご提出いただきます。

※ 売上高が明確に確認できる書類を提出できない場合は、各算出方式の下限額で当該施設の支援金額が算出されます。この場合でも、営業実態の確認のため、直近の確定申告書の写しはご提出いただきます。

※ 申請を行う**全ての施設分**が必要です。また、年月・事業者名・店舗名・月の売上合計・事業別の売上（複数事業を営んでいる場合のみ）が記載されたものをご提出ください。